

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

香川県人事委員会委員長 平 尾 敏 彦

### 香川県人事委員会規則第3号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和38年香川県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第5条の3関係）			別表第2（第5条の3関係）		
給料表	職員	割合	給料表	職員	割合
1 行政職給料表	(1) 略		1 行政職給料表	(1) 略	
	(2) 本庁の課長及び <u>課長補佐並びにこれら</u> に相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	略		(2) 本庁の課長及び <u>これに相当する職に</u> ある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15
	(3) 副主幹及びこれ に相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	略		(3) <u>本庁の課長補佐</u> 及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の10
	(4) 略			(4) 略	
2 略			2 略		
3 研究職給料表	(1) 略		3 研究職給料表	(1) 略	
	(2) 試験研究機関の 長の職、 <u>副場長の職</u> 及び課長の職並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	略		(2) 試験研究機関の 長の職及び <u>副場長の職</u> 並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員	100分の15
	(3)・(4) 略			(3)・(4) 略	
4 略			4 略		

5 医療職給料表(二)	(1) 略	
	(2) 食肉衛生検査所長、さぬき動物愛護センター所長、 <u>家畜保健衛生所長、小豆総合事務所の課長、保健福祉事務所の課長、食肉衛生検査所の課長及び家畜保健衛生所の課長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	略
	(3) <u>副主幹及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	略
	(4) 略	
6 医療職給料表(三)	(1) 略	
	(2) <u>主幹、小豆総合事務所の課長及び保健福祉事務所の課長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	略
	(3) <u>副主幹及びこれに相当する職にある</u>	略

5 医療職給料表(二)	(1) 略	
	(2) 食肉衛生検査所長、さぬき動物愛護センター所長及び <u>家畜保健衛生所長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の15
	(3) <u>小豆総合事務所の課長、保健福祉事務所の課長、食肉衛生検査所の課長及び家畜保健衛生所の課長並びにこれらに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の10
	(4) 略	
6 医療職給料表(三)	(1) 略	
	(2) <u>主幹及びこれに相当する職にある職員並びに人事委員会の認める職員</u>	100分の15
	(3) <u>小豆総合事務所の課長及び保健福祉</u>	100分の10

	職員並びに人事委員 会の認める職員	
	(4) 略	
7 略		

	事務所の課長並びに これらに相当する職 にある職員並びに人 事委員会の認める職 員	
	(4) 略	
7 略		

附 則  
この規則は、令和6年4月1日から施行する。